

『都制か特別市制かの問題』

大阪府地方自治研究会 [編]

1949年 A5判／16頁 図書番号 OAZ-1175

本書は、大阪府地方課内に設けられた大阪府地方自治研究会により、1949（昭和24）年に刊行された小冊子である。

「1. はしがき」では、当時の大阪府と大阪市との関係について、東京で実施されている都制がよいか特別市制がよいかが議論されているが、この問題の解決を一部の役人や政治家に任せのではなく、住民自らが担うべきであるとしている。

「2. 問題の出発点」では、大阪市のような巨大都市では、大きな仕事でも府に頼らずに処理する力があり、府との二重行政を避けるため、府から独立するのが特別市制であるとする。一方、大阪市が独立すると、交通や経済で関係が深い周辺の市町村は大変な迷惑を被るので、大阪府下全体を一体的な行政組織にしようとするのが都制であるとする。

「3. 都制と特別市制との合致する点」では、両者とも巨大都市における二重行政の弊害を取り除き、実情にかなった行政組織を設けるための特別の制度であって、その趣旨は同じであるとしている。

「4. 都制と特別市制との相違する点」では、区域の定め方と区の行政組織の相違を挙げている。東京都の区域は旧東京府の区域がそのまま指定されたが、特別市の場合は人口50万人以上の市を法律で指定し、指定された市の区域は府県から独立するという特徴がある。

また、都制の特別区は自治区であり、法人格を有し、公選の区長がいて、区議会を設置し、区の条例を制定し、区の予算を編成し、区独自の事務を処理する権限を有する。一方、特別市の区は行政区であり、自治権も法人格もなく、専ら特別市の出先機関として事務を処理するのみである。行政区は巨大都市の産業政策や交通などを一体的に運営するのに適しているが、小中学校の整備や生活の相談援護など、身近な住民生活に応えるには自治区の方が向いているという。

「5. 問題の見方」では、大阪市の区域に特別市を実施する場合には、周辺の区域は浪速県を設けるか、隣接の府県に編入するしかないが、いまさら貧弱な浪速県を設けることは現実的ではないとする。一方、大阪府の区域に都制を実施する場合は、市町村を廃止して区制を実施し、区議会議員の選挙が行われるので、隅々まで行き届いた行政が可能で、二重行政も解消する上、大阪市の区にも区議会議員選挙が行われて、大変な変革になるとする。

「6. むすび」では、この問題は文化や経済などの実態からも見る必要があり、また住民投票が必要なことなので、住民自らが各自の態度を考えておくべきだとしている。

この住民投票とは、憲法95条にもとづく特別立法にかかるものだが、五大市に特別市制を敷くことに反対する五府県側が、当該市の選挙人ではなく、関係する府県の選挙人による賛否の投票が必要だと主張して、地方自治法にその条項が盛り込まれたものである。

都制と特別区で二重行政は解消されるのか、特別区の自治は充分なのか、大都市の制度はどのようにすればよいのか。折しも橋下徹大阪府知事は大阪都制を提唱している。本書は、こうした問題を考える手掛かりとなる一冊である。

（田村靖広・市政専門図書館司書課長）